

提出議案34件すべて可決

6月定例会

令和5年第4回定例会は、6月7日から20日までの14日間の会期で開かれました。

6月定例会の流れ

本会議

01

初日（6/7）
行政報告、補正予算（原案可決）、工事請負契約の締結（原案可決）、物品の取得（原案可決）、請願（総務産業・厚生文教常任委員会に付託）

委員会

02

総務産業常任委員会（6/7）
厚生文教常任委員会（6/7）
付託された案件を審査

本会議

03

委員会審査報告（6/13）
一般質問（6/13～14）
7名17項目の質問（関連記事 7ページから14ページ）

本会議

04

最終日（6/20）
条例改正（原案可決）・計画の変更（原案可決）・人事案件（同意）
※詳しい審議内容は、3・4ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の

5類移行に伴い財政支援終了

関係する2件の条例を一部改正

国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の特例について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、国からの財政支援が終了したため、令和4年度分の保険料をもって支援を終了することとするもの。

また、現行では令和5年3月31日までに納期限が到来するものを対象にしていたが、令和4年度分の保険料であれば、令和6年3月31日までに納期限が定められている保険料についても減免措置の対象とすることとした。

介護保険条例の一部改正

国民健康保険同様、令和4年度分の保険料をもって保険料減免の支援を終了するもの。

現行では令和5年3月31日までに納期限が到来するものを対象としているが、令和5年3月に65歳に到達し、資格取得したケースなどにおいては、令和4年度分介護保険料の納期限が令和5年4月1日以降となることから、令和4年度分の保険料で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに納期限が定められている保険料についても減免措置の対象とすることとした。

コロナ5類へ移行

新型コロナウイルス感染症、 2類から5類へ 何がどう変わる？



主な 変更点

- ・政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。
- ・感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。
- ・限られた医療機関でのみ受診可能であったが、幅広い医療機関において受診可能になる。
- ・医療費等について、健康保険が適用されて1割から3割は自己負担することが基本となるが、一定期間は公費支援を継続する。

新型インフルエンザ等感染症

5類感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や死者数の総数を毎日把握・公表
- ・医療提供の状況は自治体報告で把握

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせたサーベイランス

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・新たな医療機関に参画を促す

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院措置、勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・医療費の自己負担分を公費支援

- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割～3割を自己負担。入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請、関与をしていく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

ワクチン

- ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

清水町議会では

清水町議会ではこう変わりました。

FREE!



マスクの着用が
個人の判断
となりました



コロナ禍中は、感染対策のため、議場の扉を開放していました。

議会中、
議場の扉を
閉鎖
します



コロナ禍中は、すべて自席で行っていましたが、最初の質疑・答弁は質問台と演壇で行います。

一般質問の
質問台
が復活しました



間隔を空けるため、使用を禁止していた座席を開放しました。

傍聴席
に制限が
なくなりました